

# ひなた保育園 運営規定

## (事業の名称・目的等)

**第1条** 特定非営利活動法人めぐみの が設置するこの保育園の名称及び所在地は、  
次の通りとする。

(1) 名称 ひなた保育園

(2) 所在地 千葉県松戸市下矢切 75-1 矢切ビル 1 階

**第2条** ひなた保育園（以下、「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 当園は、保育の提供にあたっては、利用児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 当園は、「松戸特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### **（提供する保育の内容）**

**第3条** 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

（1）特定教育・保育

第4条に規定する時間において、保育を提供する。

（2）食事の提供

（3）その他保育に係る行事等

### **（職員の職種、員数及び職務の内容）**

**第4条** 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

（1）園長（管理者）            1名            常勤専任            施設運営管理

（2）保育士                    5名以上        常勤／非常勤

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。

（3）調理員                    1名以上

栄養を考慮した献立に基づき、給食及びおやつを調理、提供する。

2  ただし、利用児童の定員状況に基づいた配置とする。

### **（保育の提供を行う日及び休園日並びに提供する時間）**

**第5条** 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2  休園日は、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）、祝日とする。

その他  市長が必要と認めた場合、臨時休園する場合があります。

3  保育を提供する時間は、次の通りとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

平 日	7 : 00 ~ 18 : 00
土曜日	7 : 00 ~ 18 : 00

\*なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、  
19時までの範囲内で時間外保育（延長保育）を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

平 日	8 : 30 ~ 16 : 30
土曜日	8 : 30 ~ 16 : 30

**(利用者負担及びその他の費用の種類)**

**第6条** 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村  
に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、一項の支払を受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、  
別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

**(利用定員)**

**第7条** 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各  
号に掲げる小学校就学前の児童の区分ごとに、次の通り定める。

(1) 第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児（3号認定子ども））

19 人 （ 2歳児 8名 / 1歳児 8名 ）

(2) 3号認定子どものうち、満1歳未満児

3 人

### **（利用の開始・終了に関する事項）**

**第8条** 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けた時はこれに応じるものとする。

2 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が3歳に到達してはじめての3月31日を迎えたとき（特例時を除く）
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### **（非常災害等対策）**

**第9条** 危機管理マニュアルに基づいて、事前に緊急連絡網の作成や、緊急時防災セットの整備、少なくとも年1回以上、防災・防犯訓練を実施等、対策を講じるものとする。

### **（緊急時における対応方法）**

**第10条** 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は利用児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、松戸市、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【別紙：危機管理マニュアル参照】

### **（虐待の防止のための措置）**

**第11条** 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

### **（苦情解決）**

**第12条** 当園は、事業所において提供したサービスに関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

【別紙：苦情対応マニュアル参照】

### **（その他運営に関する留意点）**

**第13条** 当園は、適切な保育の提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用時1か月以内

（2）継続研修 年2回以上

2 職員は、業務上知り得た利用児童又はその家族等の秘密を保持するものとする。

3 当園は、職員が職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用児童又はその家族等の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

4 当園は、利用児童に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から5年間保存するものとする。

## 附 則

- 1.この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2.本改訂版は、平成31年4月1日から施行する。
- 3.本改訂版は、令和2年4月1日から施行する。
- 4.本改訂版は、令和2年10月1日から施行する。
- 5.本改訂版は、令和4年4月1日から施行する。
- 6.本改訂版は、令和5年4月1日から施行する。
- 7.本改訂版は、令和6年4月1日から施行する。

## 別紙

### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
連絡帳代	業務の記録及び保護者との情報共有における連絡帳の使用	1冊 200円

### 2 時間外に係る利用者負担

#### (1) 保育標準時間認定

18:00~19:00	1500円/月
-------------	---------

#### (2) 保育短時間認定

7:00~8:30 ・ 16:30~18:00	1500円/月
-------------------------	---------

#### (3) 時間外に係る利用者負担

19:00~	1,000円/15分
--------	------------

\*当園では、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付するものとする。